輪島市立小中学校における新型コロナウイルス感染症に関する 衛生管理ガイドライン(令和3年5月24日版)

輪島市教育委員会

1 保健管理体制

- ・学校においては、十分な感染症対策を行うことを児童生徒・保護者に説明し、理解を得る。
- ・学校長を責任者とする保健管理体制を構築し、児童生徒への指導、保護者への連絡、環境整備、感染者・濃厚接触者が確認された場合の連絡体制などを含む、新型コロナウイルス感染症に関する対応策を取りまとめる。特に衛生管理面については学校医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。また、状況の変化や最新の情報に基づき常にこの対応策の確認見直しを行う。

2 「新しい生活様式」等についての児童生徒への指導

- ・文部科学省作成保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」(R2.4月)を活用して、 児童生徒が感染症予防について正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導する。
- ・また、厚生労働省作成「新しい生活様式の実践例」(R2.6月19日改訂版)を児童生徒に配付し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要があることを再度指導する。その際、特に以下の内容について確認する。
- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本、「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」について児童生徒にしっかり理解させる。
 - ◇人との間隔はできるだけ2m(最低1m) 空ける。
 - ◇会話をするときは可能な限り真正面を避ける。
 - ◇外出時や、屋内でも会話をするとき、<u>人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク</u>を着用する。夏<u>場は熱中症予防のため、ソーシャルディスタンスを確保</u>し、着用しないことも可能とする。
 - ◇手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。 (手指消毒薬の使用も可)
- (2)発症したときのため、児童生徒が誰とどこで会ったかわかるように協力を求める。家族間感染も多いことから保護者へ接触確認アプリの活用も紹介する。
- (3) 3 密 (換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)を避けるため、このような状況が発生する可能性がある場所には出入りしないよう指導する。
- (4)毎朝体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養するよう指導する。
 - ・<u>学校外の私的な活動や交流等に際して、参加する活動や利用する施設等が業界別ガイドラインを遵守しているかどうか等の観点も含めて注意を払う必要があることについて指導する。</u>
 - 手洗い、咳エチケット、3密回避を呼びかけるポスターを掲示する。

3 通学について

- ・公共交通機関を利用する児童生徒の通学時間が、通勤時間帯と重なる場合は、各学校の実状 を踏まえて始業時間、及び終了時間を設定する。
- ・公共交通機関及びスクールバスを利用する児童生徒には、以下の点について指導する。
 - ◇発熱がある場合は乗車を見合わせる ◇乗車中は必ずマスクを着用する
 - ◇乗車中は会話を控える ◇手すりやドアに触れた手で、目、鼻や口に触れない
 - ◇降車後(または学校到着後)は速やかに手を洗う
- ・スクールバスの運行に当たっては以下の点に配慮する。
 - ◇運行の工夫により、過密乗車を避ける ◇ドアノブ、手すり等を消毒する
 - ◇手洗いや咳エチケットの徹底
- ◇窓を開けて換気する

4 身体的距離の確保

- ・人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける。
- ・教室内における児童生徒同士の間隔は、本県の感染状況を踏まえ、現段階では1mを目安に 最大限の間隔がとれるように座席を配置する。
- ・上記のように座席配置に留意することにより、普通教室においては児童生徒40人程度で授業を行ってもよい。

5 健康管理に関すること

- ・<u>児童生徒は登校前に自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないことを徹底する。</u>発熱がなくても、普段よりも体調が悪いと感じたら、登校を控えさせる。 この場合、「欠席」とはせずに、「出席停止・忌引等」とする。
- ・登校時に、現段階では玄関前で、教職員が健康観察表を確認する(忘れた児童生徒は検温)。 ただし、検温用サーモグラフィー配置のある3校については、児童生徒全員の検温が玄関で 可能であるため、健康観察表の受け取りを教室にしてもよい。 (ただし、健康観察表、朝の 自宅での検温を忘れた児童生徒には玄関で申告させ、その場で個別に問診・検温するなど感 染予防に努める)・・・家庭での感染予防徹底のため
- ・登校後、発熱等の風邪症状がある児童生徒は保護者に連絡した上で、帰宅させる。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。
- ・<u>身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべき</u>であるが、体育の授業中や、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合等は外してもよい。その際、換気、身体的距離の確保、近距離での会話を控えるようにするなど留意する。
- ・フェイスシールドを着用する場合でも、マスクを着用することを基本とする。教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要で、フェイスシールドのみを着用する場合は2m以上の身体的距離をとる。
- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、主治医や学校医、保護者と相談の上、適切な配慮を行う。

6 感染防止対策

- ・休み時間や登下校など教職員の目が届かない所で児童生徒が密集しないように、また、近距離で向かい合って話をすることのないよう注意喚起する。
- ・「3密」と「大声」に注意し、密閉、密集、密接の「3密」の重なりを避けるだけでなく、 できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。
- 手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底させる。
- ・登校したら、まず手洗いを行うよう指導する(手洗いできない場合は手指の消毒)。学校に 出入りする関係者にも同様のことを徹底する。
- ・次の6つのタイミングで手洗い(手洗いできない場合は手指の消毒)を徹底する。
 - ◇教室に入るとき ◇咳やくしゃみ、鼻をかんだとき ◇食事の前後
- ◇掃除の後◇トイレの後⇒共有のものを触ったとき手洗い場の混雑を避けるため、水道がある特別教室等の利用も検討する。
- ・スマートフォンは、色々なところを触った手で操作することから、ウイルスが付着している 可能性があることを児童生徒に理解させる。
- ・児童生徒には、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクを外した時に一時的に保管しておくた めの布またはビニールの袋などを毎日持ってくるよう指導する。
- タオルやハンカチは貸し借りしないよう指導する。
- ・<u>教室内等の換気を徹底する</u>。換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上)、2方向の窓を同時に開けて行う。エアコン使用時においても換気を行う。 (こまめな換気または対角線上の2か所を20cm程度常時開放)
- ・清掃・消毒については、一時的な消毒の効果を期待するよりも、通常の清掃を丁寧に行い、 清潔な空間を保つことが重要である。下記のポイントを参考に、通常の清掃に消毒の効果を 取り入れる。清掃は、換気の良い状況で、マスクを着用した上で、丁寧に行うとともに、終 了後の手洗いを徹底する。
- <普段の清掃・消毒のポイント>
- *使用する家庭用洗剤や消毒液については、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を 確認する。
- *机、椅子の特別な消毒は必要ないが、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- *大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代えることも可。
- *トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- *器具・用具など共用するものは、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。
- ・消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。
- 各学校は、マスクを忘れた児童生徒のために予備のマスクを用意しておく。

- ・以下に示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、本県の感染状況を踏まえ、現段階では、実施を検討する。その際、手洗い指導の徹底、体調に不安のある児童生徒の不参加を認めることなどについても留意する。用具や器具を共用する場合は、使用前後の手洗いを徹底する。
 - ◇児童生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で 一斉に大きな声で話す活動
 - ◇室内で近距離で行う合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
 - ◇児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同制作・鑑賞、調理実習
 - ◇児童生徒が密集したり接触したりする運動
- ・昼食時には以下の点にも留意する。
 - ◇食事の前後の手洗い(手洗いできない場合は手指の消毒)を徹底する。
 - ◇机を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を行う。
- ・更衣については、体育の授業では、男子は教室、女子は男女両方の更衣室を使用するなどの 工夫をし、また、部室等は短時間で交代で使用するなど、狭い空間に児童生徒が密集することを避ける。
- ・図書館は、利用前後の手洗い(手洗いできない場合は手指の消毒)の徹底、利用時間帯の分 散等の密集を避ける配慮を行った上で、開館する。

7 学校教育活動について

- ・感染症対策を講じながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、児童 生徒の健やかな学びを保障する。
- ・学校行事の中止または延期、あるいは縮小の決定に当たっては、学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して検討する。
- ・実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について以下のような工夫を行 うなど十分配慮する。
 - ◇大勢の児童生徒が集まる儀式的行事については、校内放送や学校便りへの掲載などの方法により代替するなど
 - ◇文化祭などの文化的行事は小グループごとで練習し、発表の様子を映像や音声にとり校内 放送で流すなど
- ・健康診断を実施するに当たっては以下の点にも留意する。
 - ◇児童生徒が密集しないよう工夫する。
 - \diamondsuit 部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列時において $1 \sim 2 \,\mathrm{m}$ の間隔をあける。
 - ◇不要な会話や発声を控える。
- ・避難訓練等は各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるよう工夫する。
- ・修学旅行については、その教育的意義に配慮し、実施の可否を検討する。
- ・部活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュ アル~「学校の新しい生活様式」~(2021.4.28Ver.6)」及び石川県教委発出の「学校再 開に伴う部活動の実施について」等を参考とし、特に下記について徹底する。

- 1. 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
- 2. こまめな手洗いを励行する。
- 3. 体調のすぐれない学生等は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
- 4. 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の「3密」(密閉、 密集、密接)を避ける。特に、バス等での移動の際には、「3密」にならない ように乗車人数を制限する。

8 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- ・児童生徒に対して、様々な不安やストレスが生じた場合には、ホーム担任だけでなく、相談室の先生等にも相談するように指導する。また、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援(電話による相談を含む)を行う。
- ・「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口があることを事前に紹介しておく。

9 偏見、差別に関すること

・感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する<u>偏見や差別につながるような行為は許されないとい</u>う指導を徹底する。

10 保護者への連絡等

- ・保護者への連絡体制を整えておく。
- ・一斉送信メールや学校のホームページ、文書の配付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実かつ速やかに伝える。
- ・保護者に対しては、一斉送信メールや配付文書等により、定期的に学校の様子をお知らせ し、学校の対応についてご理解、ご協力いただけるよう努める。

11 感染者・濃厚接触者が確認された場合及びPCR検査を受ける(受けた)場合

- 新・児童生徒・教職員の感染・濃厚接触者が確認された場合、または、その同居する家族等の 感染が確認された場合、及び、<u>児童生徒・教職員がPCR検査を受ける(受けた)ことが確認</u> された場合、速やかに市教委教育総務課長または教育総務課へ連絡する。
 - ・その際、個人情報の扱いには十分留意する。
 - ・児童生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や検査、校内 の消毒に必要な日数として、3日程度を念頭に臨時休業を実施する。その後、保健所の助 言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で 感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、感染拡大の可能性が高い範囲に応 じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を実施する。ただし、その場合におい てもオンラインでの双方向授業や分散登校を行い、児童生徒の学習する機会を保障する。
- ※「輪島市で児童生徒に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応について」

(R2.8.28 校長会において配付)

12 その他

・今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度通知する。